

09 厚生労働省 特区第16次 再検討要請

管理コード	090030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	小中学校における障害のある児童生徒への介助業務の医療的支援特区	都道府県	大阪府
		提案事項管理番号	1011010
提案主体名	箕面市		

制度の所管・関係府省庁	文部科学省 厚生労働省
該当法令等	医師法第17条
制度の現状	医師でなければ医業をなしてはならない。

求める措置の具体的内容	<p>医師法第17条の特例により、医療的支援の必要な児童生徒と保護者の同意のもと、学校の教職員が、主治医など、医師による指導や保護者との連携において、実践的な研修を受けることにより、常駐する看護師資格を有する介助員の業務の補完として、痰の吸引や経管栄養等を、直接対象児童生徒に行うことができることとし、万全の学校体制を確立する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>《提案理由》本市では、「ノーマライゼーション社会」及び、「地域の学校でともに学び、ともに育つ教育」の考えのもと、希望するすべての子どもたちを地域の学校で受け入れ教育を進めており、痰の吸引や経管栄養等は、医療行為として看護師資格を有する介助員を配置し実施している。しかし、この行為は生活上必要不可欠なものであるため、緊急的な対応などの場合、その子どもをよく知り信頼関係も深くもてる立場にある教職員が実践的な研修を受け、看護師の業務の補完として、対象児童生徒の医療的な行為が実施できる万全の学校体制を実現させる。</p> <p>《具体的事業の実施内容》学校の教職員が以下の条件で、直接対象の児童生徒に(ア)痰の吸引、(イ)経管栄養(胃ろうを含む、ただしチューブの交換等は含まない)、(ウ)自己導尿の補助、(エ)定期的な投薬管理等、対象児童生徒が、学校生活上必要不可欠とし、家庭では家族が常時行っている医療的な行為を実施することができることとする。</p> <p>《条件》 ■主治医等による指導・連携のもと、実践的な研修を行う。■緊急的な対応などの場合、教職員が行う医療的な行為は、常駐する看護師資格を有する介助員の業務を補完する範囲内とする。■対象児童生徒について所要となる個別の研修を受けた教職員だけが医療的な行為を行う。■医療的支援マニュアルを作成し、諸問題や手順について校内委員会で確認する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>・御提案のたんの吸引や経管栄養等を行うことは、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼすおそれのある行為であり、医師等の資格を有さない者が行うことは認められない。</p>				

○再検討要請

再検討要請	<p>現行でも、特別支援学校においては、一定の要件の下、医療ケアを必要としている児童生徒等に対し、教員によるたんの吸引、経管栄養等の実施が認められているところであるが、今回の提案のように、看護師の配置や教員への適切な研修の実</p>
-------	--

施をはじめとして、特別支援学校と同様の体制を整える普通学校において同じ状態にある児童生徒等に対し、これらの行為が認められない理由がないのではないか。また、認められないとすれば、法の下に平等に反するのではないか。

あわせて右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの意見

学校生活上必要不可欠な行為を、信頼の最も深い教職員が実施できることは、総ての子どものへ教育の保障となり、「ともに学び、ともに育つ」、すなわちノーマライゼーション社会の実現につながると確信する。医療職以外であっても、特別支援学校では一定の条件の下、教員による医療行為が、また、家庭においては研修を受けた家族にも医行為が許容されている。本市では当該児童が在籍する学校総てに看護師資格を持つ介助員を常駐させ医行為を実施し、学校生活の保障をしている。今回、資格外であるが、特別支援学校の例にならい一定の条件の下、緊急時に看護師の補完として教職員が医行為を実施することを承認願いたい。